

(別紙2)

在宅利用に係る新旧対照表

○ 令和4年2月1日以降、在宅利用を希望される場合

就労継続支援事業等を新たに利用される方、又は既に通所されている方が在宅利用を希望される場合の取扱いは以下の通り変更となります。

内容	本通知前	本通知後
提出書類	・ 申立書 ・ 個別支援計画の写し	・ 申立書 ・ 個別支援計画の写し ・ <u>新規又は変更の申請書類（通知を参照）</u>
提出先	各区役所地域福祉課又は保健センター	同左
受給者証	受給者証の特記事項欄に「在宅利用可」を記載	同左

○ 既に在宅利用の支給決定を受けている場合

本通知後、すぐに行っていただく手続きはございません。次回の更新申請手続きの際に、申立書と個別支援計画の写しを提出いただきますようお願いいたします。